

第1回教育委員会会議

令和7年1月28日
午後3時00分
本庁舎第11共通会議室

案 件

議案第1号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則案

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部改正について

1 改正の趣旨及び理由

全国的な少子化が進む中、本市では児童生徒数の減少に比べて学校数がほぼ横ばいとなっていたことから、まずは喫緊の課題である小学校の配置の適正化を着実に推進するため、令和2年に小学校の配置の適正化の基準や進め方を「大阪市学校活性化条例」（以下「条例」という。）に規定した。

小学校の配置の適正化に取り組む中で、中学校でも小規模化の進行が見られたことから、大阪市学校適正配置審議会（以下「審議会」という。）から、令和6年3月、中学校の配置の適正化に係る意見書が教育委員会に提出された。

当該意見書を踏まえ、総合教育会議等での協議を経て、令和6年9月～令和7年1月市会（定例会）において条例改正案が議決されたことから、条例改正に合わせ、中学校の学級数の適正規模の確保のための手続等について定めるため、本規則を改正する。

2 改正の内容

(1) 規則名に「中学校」を追加

(2) 「適正配置対象校」等の定義付け及び条例第16条第4項第2号により委任された事項の規定（第2条第1項第5号及び第2項）

「適正配置対象校」という用語については、条例ではなく、規則において定義する。

また、条例第16条第4項第2号は、学級数の規模が6～8又は6を下回る中学校であって、今後6～8となる見込みがある中学校のうち、教育委員会規則で定めるものについては、学校再編整備計画を策定しなければならない旨を規定しているが、同号で「教育委員会規則で定める」とした内容について、規則第2条第2項において、「生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認める」とものとするを規定する。

(3) 中学校の適正配置対象校の区分を規定（第3条第2項）

意見書を踏まえて、以下のとおり区分する。

- ① 複式学級を有する中学校
- ② 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（同項1号に掲げるものを除く。）
- ③ 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（同項1号に掲げるものを除く。）
- ④ 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（同項第1号から3号に掲げるものを除く。）
- ⑤ 4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になるこ

とが見込まれるもの（同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

⑥ 今後4学級又は5学級であると見込まれる中学校（同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

(4) 中学校の通学距離を規定（第5条第2項）

学校再編整備計画における、当該計画実施後の生徒の学校への通学距離は、原則として、3キロメートル以内とする。ただし、学校選択制や指定校変更により校区以外から通学する生徒の場合は、この規定の適用外とする。

(5) 中学校の適正配置対象校等の統合の相手方となる中学校を規定（第5条第4項）

統合の相手方となる又は通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。

(6) 中学校の学校再編整備計画の策定に関する考え方を規定（第5条第6・7項）

学級規模（現在9学級以上の学校は除く）	現在5学級以下で今後も5学級以下の見込み	・現在6～8学級 ・現在5学級以下で今後6～8学級の見込み
計画実施時期（第6項）	最短の時期	-
計画策定時期（第6・7項）	速やかに ※ただし、 ①全市募集型小中一貫校 ②特別な事由がある の場合のみ、「適切な時期」	適切な時期

(7) 中学校の学校適正配置検討会議の開催について規定（第7条）

小学校と同様に規定する。なお、中学校の再編にあたっては、校区下の小学校も関係することから、検討会議の委員の定数については、「学校再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度」と規定する。

(8) 各規定に中学校に係る文言を追加

(9) その他規定を整備

ア 条例と同様、本規則の適用範囲について、市内の小学校及び中学校に限定すること（大阪市立長谷川小・中学校及び大阪市立弘済小・中学校を除外）と、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の規定により特別の教育課程を編成する学校（現在は、大阪市立心和中学校が文部科学大臣より指定されている。）を除くことを明確化（第2条第1項第1号）

イ 条例と同様、小学校の定義に義務教育学校の前期課程を含むこととしていたとこ

- ろ、含まないこととする（第2条第1項第1号）
- ウ 条例と同様、「学級数」の定義の中に特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の学級数を含まないことを明確化（第2条第1項第3号）
- エ 「通学区域」の定義を明確化（第2条第4項）
- オ 条例の表現に合わせて文言を修正（第3条第1項）
- カ その他必要な規定を整備

3 施行期日

令和7年4月1日

(参考)

○大阪市立学校活性化条例（平成24年大阪市条例第86号）（抄）

※改正後（令和7年4月1日施行予定）

第16条

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。

(1) 学級数が6を下回る中学校であつて今後も6以上となる見込みがないと教育委員会
が認めるもの

(2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの

(参考)

■適正配置の対象校と再編整備計画(案)策定の考え方の整理 (学校活性化条例第16条 及び 適正規模の確保に関する規則第5条 関係)

	小学校		中学校		義務教育学校
	全学年で単学級 (見込含) 区分①～⑤	7～11学級になる見込み 区分⑥	5学級以下 (見込含) 区分①～⑥	6～8学級(見込含)で 統合等の必要あり 条例§16-4-2 規則§2-2	条例の対象外
計画策定義務 (条例§16-1)	あり	あり	あり	あり	なし
郊外校・特例校は「なし」					
適正規模 (条例§16-2)	12～24学級		9～24学級		-
計画実施時期 (規則§5-6)	最短の時期				-
計画策定期限 (規則§5-7)	速やかに ※下記の場合「適切な時期」 ①全市募集型小中一貫校 ②特別な事由がある	適切な時期	速やかに ※下記の場合「適切な時期」 ①全市募集型小中一貫校 ②特別な事由がある	適切な時期	-

議案第 号

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則の一部を改正する規則

大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則（令和2年大阪市教育局規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加え、改正前欄に掲げる対象規定をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>大阪市立<u>小学校及び中学校</u>の適正規模の確保に関する規則 (定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<u>小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。）第56条（法施行規則第79条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>(2) 複式学級 2の学年の<u>児童又は生徒で編制する学級</u>をいう。</p> <p>(3) 単学級 1の学年における<u>学級数（特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学</u></p>	<p>大阪市立<u>小学校</u>の適正規模の確保に関する規則 (定義)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>(1) 学校 本市が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する<u>小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）</u>をいう。</p> <p>(2) 複式学級 2の学年の<u>児童で編成する学級</u>をいう。</p> <p>(3) 単学級 1の学年における<u>学級数</u>が1であることをいう。</p>

級の数を除く。以下同じ。)が1であることをいう。

(4) 通学区域 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号。以下「就学規則」という。）第2条第3号に規定する通学区域をいう。

[新設]

(5) 適正配置対象校 教育委員会が、学級数の規模が12を下回る小学校であって今後も12以上となる見込みがないと認めるもの及び学級数の規模が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと認めるものをいう。

[新設]

(6) 適正配置関係校 前号及び次項に規定する学校との統合の相手方となる学校（前号及び次項に規定する学校を除く。）又は前号及び次項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校（前号及び次項に規定する学校を除く。）をいう。

(4) 適正配置関係校 学級数の規模が適正規模である学校で、適正配置対象校（条例第16条第4項に規定する適正配置対象校をいう。以下同じ。）との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域（大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則（平成25年大阪市教育委員会規則第40号）第2条第3号に規定する通学区域をいう。以下同じ。）の変更と併せて通学区域を変更する学校をいう。

2 条例第16条第4項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、教育委員会が、学級数の規模が9を下回る中学校であって今後も9以上となる見込みがないと認めるもの（条例第16条第4項第1号に規定する

[新設]

中学校を除く。)のうち、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものとする。

(適正配置対象校の区分)

第3条 小学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する小学校
- (2) 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)
- (5) 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)
- (6) 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校(第1号から第3号までに掲げるものを除く。)

2 中学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

(適正配置対象校の区分)

第3条 適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する学校
- (2) 前号に掲げる学校を除き、児童数が120名を下回り、今後とも児童数が120名以上に増加する見込みがない学校
- (3) 児童数が120名以上であるが、今後児童数が120名を下回ることが見込まれる学校
- (4) 前3号に掲げる学校を除き、全ての学年において単学級であり、今後とも全ての学年において単学級であることが見込まれる学校
- (5) 7学級以上11学級以下であるが、今後全ての学年において単学級になることが見込まれる学校
- (6) 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる学校

[新設]

(1) <u>複式学級を有する中学校</u>	[新設]
(2) <u>生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（前号に掲げるものを除く。）</u>	[新設]
(3) <u>生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（第1号に掲げるものを除く。）</u>	[新設]
(4) <u>全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（前3号に掲げるものを除く。）</u>	[新設]
(5) <u>学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）</u>	[新設]
(6) <u>学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）</u>	[新設]
(学校再編整備計画)	(学校再編整備計画)
第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。	第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1) <u>適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み</u>	(1) <u>適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み</u>
(2) <u>適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法</u>	(2) <u>適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法</u>
[(3) 略]	[(3) 同左]
(4) 学校再編整備計画実施後の <u>小学校</u> の通学路及び通学路の安全対策	(4) 学校再編整備計画実施後の <u>学校</u> の通学路及び通学路の安全対策
[(5) 略]	[(5) 同左]

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。

3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。

4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校（本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。）の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

[新設]

<p><u>5</u> 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合には、適正配置関係校の所在地に、<u>適正配置対象校</u>又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合には、統合するいずれかの<u>学校</u>の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。</p>	<p><u>4</u> 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合には、適正配置関係校の所在地に、<u>適正配置対象校</u>と統合する場合には、統合するいずれかの<u>適正配置対象校</u>の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。</p>
<p><u>6</u> <u>学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。</u></p>	<p><u>5</u> <u>第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。</u></p>
<p><u>7</u> <u>学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。</u></p> <p>(1) <u>第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校</u></p> <p>(2) <u>第3条第1項第6号に区分される小学校</u></p> <p>(3) <u>第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める</u></p>	<p><u>6</u> <u>第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。</u></p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

学校

(4) 第2条第2項に規定する中学校

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校について、当該校の学級数及び児童生徒数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画に関する学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学校再編整備計画の対象となる学校の校長の意見を聴いて、当該校の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 当該校に在籍する児童生徒の保護者

(2) 当該校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民とする。）等

[新設]

(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、当該適正配置対象校の学級数及び児童数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。

(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画ごとに学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、当該適正配置対象校及び当該適正配置関係校（以下「当該学校等」という。）の校長の意見を聴いて、当該学校等の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

(1) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童の保護者

(2) 当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の所在する地域の住民

<p>(3) <u>当該校の学校協議会の構成員</u></p> <p>〔4〕 略</p> <p>3 委員の定数は、<u>学校再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度</u>とし、会議ごとに定める。</p> <p>〔4～7 略〕</p> <p>8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、<u>学校再編整備計画の対象となる学校に在籍する児童生徒について、当該児童生徒の保護者又は当該児童生徒が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。</u></p>	<p>(3) <u>当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校の学校協議会の構成員</u></p> <p>〔4〕 同左</p> <p>3 委員の定数は、<u>原則として、当該学校等のうち1の学校ごとに5名以内</u>とし、会議ごとに定める。</p> <p>〔4～7 同左〕</p> <p>8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、<u>当該適正配置対象校又は当該適正配置関係校に在籍する児童について、当該児童の保護者又は当該児童が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。</u></p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。